

# 令和2年第2回市議会定例会において可決された意見書

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

令2.6.25 第2回定例会で可決  
提出先 衆議院議長，参議院議長  
内閣総理大臣，内閣官房長官  
財務大臣，農林水産大臣  
国土交通大臣，総務大臣

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、人口減少と高齢化の進行は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面しています。

本市におきましても、平成16年11月に合併した旧桜島町の区域が、いわゆる「一部過疎」の適用を受け、引き続き過疎地域としてみなされていますが、同区域については、様々な取組にもかかわらず、依然として人口減少が進んでおり、少子高齢化の進行とも相まって、地域の活力低下が懸念されております。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することになりますが、現行法が目指す地域の自立促進、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成のためには、引き続き、過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、そこに暮らす人々の生活を支えていく政策を確立・推進していくことが重要であります。

よって、国におかれては、下記事項を実現されるよう強く要請します。

### 記

1. 現行法の期限終了後も、引き続き過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。
3. 新たな過疎対策法においても、現行法第33条第2項の規定によるいわゆる「一部過疎」の制度を引き続き設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

## 教育予算の拡充を求める意見書

令2.6.25 第2回定例会で可決  
提出先 衆議院議長，参議院議長  
内閣総理大臣，内閣官房長官  
財務大臣，文部科学大臣  
総務大臣

新型コロナウイルス感染症対策として本年3月には全国の小中学校等で一斉臨時休業が行われました。4月以降も，再開する学校，休業が延長された学校，再休業に入る学校などがあり，学校現場では，学びの保障や心のケア，感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。

また，学校現場では，新学習指導要領への対応だけでなく，いじめや不登校，貧困による教育格差など解決すべき課題が山積しており，子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが重要であります。豊かな学びや教職員の働き方改革を実現するためには，教職員定数の改善が課題であります。

厳しい財政状況の中，独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが，国の施策として教職員定数の改善に向けた財源保障をし，豊かな子どもの学びを保障するための環境整備は不可欠です。

よって，国におかれては，令和3年度の予算編成において，下記事項を実現されるよう強く要請します。

### 記

1. 子どもたちの教育環境改善のために，計画的な教職員定数の改善を推進すること。とりわけ，小学校2年生以上においても，学級編制の標準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。